

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名

被告 国

被告第8準備書面

令和5年9月20日

名古屋地方裁判所民事第10部合議ロB係 御中

被告指定代理人

浅海俊介 代

山田祥太郎 代

前田和樹 代

佐藤良訓 代

向山 暁 代

山口萌乃香 代

稲垣寛之 代

長尾武明 代

長尾正樹 代

中谷文音 代

河本 岳大 

小林 寛 

久保田 貴雄 

安藤 宏弥 

工藤 陽子 

長谷 文哉 

中村 翔 

永美 辰也 

佐々木 俊彦 

第 1	仮放免許可申請に対して許可をせず収容を継続することが違法となる場合 について	5
1	原告らの主張	5
2	被告の反論	5
第 2	収容継続の違法に関する原告らの主張には理由がないこと	6
1	ウィシュマ氏がDV被害の影響により在留期間を経過したとは考えがたい と	6
(1)	原告らの主張	6
(2)	被告の反論	7
2	ウィシュマ氏に逃亡のおそれがあったとは認められないこと	8
(1)	原告らの主張	8
(2)	被告の反論	8
3	ウィシュマ氏を送還する見込みがなかったとする原告らの主張に理由がな いこと	13
(1)	原告らの主張	13
(2)	被告の反論	13
(3)	原告らの求釈明事項について	14
4	帰国への圧力として収容を利用したとする原告らの主張には理由がないこ と	14
(1)	原告らの主張	14
(2)	被告の反論	15
5	令和3年2月15日前後又は同月22日以降にウィシュマ氏からの仮放免 許可申請に対して許可せず、収容を継続したことが違法であるとの原告らの 主張に理由がないこと	16
(1)	原告らの主張	16
(2)	被告の反論	17

ア	令和3年2月15日前後の段階で、ウィシュマ氏からの仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことが違法であるとの原告らの主張に理由がないこと	17
イ	令和3年2月22日以降、ウィシュマ氏からの仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことが違法であるとの主張に理由がないこと	17
第3	ウィシュマ氏に対する収容の継続とウィシュマ氏の死亡との間に相当因果関係は認められないこと	18
1	原告らの主張	18
2	被告の反論	19
(1)	相当因果関係は、原告らにおいて、高度の蓋然性をもって立証しなければならないこと	19
(2)	ウィシュマ氏の死因は「病死」と認められるものの、各要因が死亡に至る具体的な機序を特定することは困難であり、ウィシュマ氏に対する収容の継続とウィシュマ氏の死亡との間に相当因果関係は認められないこと	20
(3)	ウィシュマ氏の発言からしても、ウィシュマ氏に対する収容の継続とウィシュマ氏の死亡との間に相当因果関係は認められないこと	20
(4)	原告らが提出する資料をもって、入国者収容所又は収容場への収容が、被収容者の身体的、精神的健康を害するものであるとは認められないこと	21
(5)	小括	22

被告は、本準備書面において、原告らの2023年（令和5年）7月5日付け「原告ら第8準備書面 収容の違法性について（補充）」（以下「原告ら第8準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論するとともに、従前の被告の主張を補充する。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例によることとし、略語等を整理した略語一覧表を本準備書面末尾に添付する。

第1 仮放免許可申請に対して許可をせず収容を継続することが違法となる場合について

1 原告らの主張

原告らは、「必要性、合理性、比例性のない収容が自由権規約9条1項の禁じる恣意的な収容に当たり、違法であることを前提に、ウィシュマ氏に対して行われた収容は、「必要性、合理性、比例性のない収容にあたり、違法である」旨主張する（原告ら第8準備書面第1・4ページ）。

2 被告の反論

(1) 名古屋入管職員がウィシュマ氏の収容を継続したことが国賠法上違法と評価される場合の考え方については、従前、被告第1準備書面第4の3(2)柱書（32及び33ページ）、同第4の3(2)イ(i)（41ページ）で述べたとおりである。

すなわち、仮放免は、在留資格制度を根幹とする出入国在留管理制度の下で、本来、本邦における在留活動が許されない者について、例外的に認められる措置であって、その許否の判断は入国者収容所長等の広範な裁量に委ねられていると解される。それゆえ、入国者収容所長等の仮放免を許可しないとの決定については、仮放免の制度を設けた入管法の趣旨に明らかに反するなど仮放免を許可しないことが著しく合理性を欠き裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用にわたると認められるような特別の事情が認められない限り、行

政処分として違法ということはできないと解するのが相当である。

そして、入国者収容所等への外国人の収容継続について国賠法上の違法が認められるのは、行政処分である仮放免の許否の判断における入国者収容所長等の広範な裁量を前提とした上で、入管の職員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該外国人の収容を継続していると認められる場合に限られるというべきであって、仮に、DV被害者や逃亡のおそれがない者の収容を継続していたとしても、そのことをもって、その収容継続が直ちに国賠法1条1項の適用上違法となるものではない。

- (2) また、原告らがウィシュマ氏の収容の違法性の根拠とする自由権規約9条1項については、被告の令和4年12月5日付け第2準備書面（以下「被告第2準備書面」という。）第3の1(2)ウ（16及び17ページ）で述べたとおり、入管法の規定及び実際の運用に照らせば、退去強制手続における収容前置主義ないし原則収容主義に基づく収容が、合理性を欠いた恣意的なものであるなどということはいえないし、収容の手続についても法定されており、また、行政上及び司法上の救済手続が保障されている以上、退去強制令書の執行に基づく収容に当たり恣意性が入り込むことはなく、収容前置主義ないし原則収容主義を前提とした入管法の規定自体が自由権規約9条1項に反することはないから、原告らの主張には理由がない。

以下、原告らの主張に対し、必要と認める範囲で具体的に反論する。

第2 収容継続の違法に関する原告らの主張には理由がないこと

1 ウィシュマ氏がDV被害の影響により在留期間を経過したとは考えがたいこと

(1) 原告らの主張

原告らは、ウィシュマ氏が平成29年12月頃から元交際相手と交際を開始した後、平成30年2月6日に中絶薬を飲まされたこと、同月以降、日本

語学校の全登校日のうち3分の1から半分程度を欠席するようになるなどして同年6月に除籍されたこと、ウィシュマ氏が不法残留となった平成31年1月22日以降に元交際相手から頭から血が出るまで殴られ蹴られ続けたことをもって（原告ら第8準備書面第2の1(2)ア・5ないし7ページ）、ウィシュマ氏が元交際相手から「暴力を受ける等の恐怖により支配されており」（同書面第2の1(2)イ・7ページ）、「元交際相手によるDVによる影響とは無関係に日本語学校を除籍されるに至ったと考えることは困難である」（同書面第2の3(2)ウ・9ページ）などとして、ウィシュマ氏が日本語学校を除籍され、不法残留に至ったこと等について、元交際相手のDV被害の影響によるものであると主張する。

(2) 被告の反論

ア 前記第1の2(1)で述べたとおり、仮にDV被害者の収容を継続していたとしても、そのことをもって、その収容を継続することが直ちに国賠法1条1項の適用上違法となるものではない。

イ この点をおくとしても、ウィシュマ氏は、平成30年6月25日に「所在不明」を理由に日本語学校を除籍された後、「留学」の在留資格に基づく活動を行わないまま、静岡県内の弁当工場で不法に就労していたところ、平成31年1月22日に在留資格を失って不法残留となった後も不法就労を続けていたことにDV被害の影響が認められるとはいえないことは、被告第2準備書面第3の2(2)（21ないし23ページ）及び被告の令和5年4月28日付け第5準備書面（以下「被告第5準備書面」という。）第2の2(1)（8ないし13ページ）で述べたとおりである。

ウ また、原告らは、ウィシュマ氏が令和2年12月18日に支援者S1氏及びS2氏と面会した際の「薬を飲まされたのは2018年2月6日のことです。」との発言（甲第30号証）を一つの根拠として、ウィシュマ氏が、平成30年2月6日に元交際相手から中絶薬を服用させられた旨主張

する(原告ら第8準備書面第2の1(2)ア・5ページ及び6ページの表④)。しかし、ウィシュマ氏は、令和2年12月23日のS1氏を含む支援者3名との面会において、「私は以前、恋人の子を薬によって墮胎させられました。その時期を2018年と話しましたが、正しくは2019年です。」と述べて、その時期が平成31年あるいは令和元年であった旨訂正している(甲第4号証の3別紙4・5ページ)。

原告らは、ウィシュマ氏が平成30年2月6日に中絶薬を服用させられたとの前記訂正前の供述を前提に、同月以降のウィシュマ氏の日本語学校への出席不良や日本語学校を除籍となった事実(平成30年6月)、不法就労に及んでいた事実(平成30年9月以降)等について、ウィシュマ氏が元交際相手によるDVの影響にあったことと無関係ではなかったなどと主張する。しかし、主張の前提となる「中絶薬を服用させられた」との出来事に関する時期を誤っていることからすると、ウィシュマ氏の日本語学校への出席不良や日本語学校を除籍となった事実、不法就労に及んでいた事実と、「中絶薬を服用させられた」との事実との間には結びつきは認められない。すなわち、原告らがDV被害の影響の一つであると摘示する「中絶薬を服用させられた」との事実と、ウィシュマ氏が不法就労に及んだ事実とは関連性が認められないのであって、この点に関する原告らの主張には理由がない。

2 ウィシュマ氏に逃亡のおそれがあったとは認められないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、ウィシュマ氏が、1回目仮放免許可申請について不許可処分とする旨の判断がされた令和3年2月15日時点で逃亡できるような体調ではなかったことから、ウィシュマ氏に逃亡のおそれがあった旨主張する(原告ら第8準備書面第3の3・11及び12ページ)。

(2) 被告の反論

ア しかしながら、前記第1の2(1)で述べたとおり、仮放免は、在留資格制度を根幹とする出入国在留管理制度の下で、本来、本邦における在留活動が許されない者について、例外的に認められる措置であって、その許否の判断は入国者収容所長等の広範な裁量に委ねられていると解され、その判断に当たって考慮する事項としては、①被収容者の容疑事実又は退去強制事由、②仮放免請求の理由及びその証拠、③被収容者の性格、年齢、資産、素行及び健康状態、④被収容者の家族状況、⑤被収容者の収容期間及び収容中の行状、⑥出入国在留管理関係の処分等に関する行政訴訟が係属しているときは、その状況、⑦難民認定申請中のときは、その状況、⑧出身国・地域の政府又は大使館・領事館等との間の送還手続に係る調整の状況、⑨有効な旅券を所持していないときは、その正当な理由の有無、⑩身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被収容者との関係及び引受け熱意、⑪逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無、⑫日本国の利益又は公安に及ぼす影響、⑬人身取引等の被害の有無、⑭その他特別の事情が挙げられているのであって（入管法54条2項及び仮放免取扱要領9条）、例え体調の面で逃亡のおそれがない者の仮放免許可申請を許可せずに収容を継続していたとしても、そのことのみでその収容継続が直ちに国賠法1条1項の適用上違法となるものではない。

この点をおくとしても、一般的に、仮放免許可申請が不許可処分となった時点において、同申請をしていた者に体調不良等が見られたとしても、体調不良には程度があり、逃亡が可能な程度の体調が維持されているという状態が想定できる上、ある一時点において体調不良であっても、体調は時間的に変動し得るものであり、その後の治療等により体調が回復する可能性も認められるとともに、体調が不良であってもなお逃亡するだけの動機や過去の在留状況等、逃亡のおそれを基礎付ける事情は依然として存在し得るのであるから、体調不良をもって直ちに逃亡のおそれがないとは認

められない。

そして、ウィシュマ氏に関していえば、令和3年2月15日時点で極度の栄養不足状態にあったと認められないことは、被告の令和5年8月10日付け第7準備書面（以下「被告第7準備書面」という。）第3の2(1)（28ないし31ページ）で述べたとおりであるし、原告らが指摘するように逃亡のおそれとの関係でその体調に着目したとしても、下記イで述べるとおり、ウィシュマ氏に関する逃亡のおそれを基礎付ける事情からすれば、ウィシュマ氏に逃亡のおそれがなかったとは認められない。

イ ウィシュマ氏に逃亡のおそれがなかったとはいえないことをふえんすると、「偽装滞在者」^{*1}のうち、除籍後に所在不明となった留学生及び離職した技能実習生（いわゆる失踪技能実習生）が、各在留期限までの間、それぞれ指定された本来活動に従事することなく、不法に就業している実態が多く見られた（乙第59号証）。

そして、前記類型に当たる外国人の中には、各々の在留期限が迫ると難民認定申請をして、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可を受け、引き続き正規在留者として就業を継続する者が相当数認められ、在留を継続する目的のために難民認定申請する手法が、外国人の間で広く共有されていることを、出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）は業務を通して知るところとなった。そこで、平成30年1月には「難民認定制度の運用の更なる見直し」が実施されることになり、難民とは認められない者

*1 偽装滞在者とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことである。

による濫用・誤用的な申請への対策として、濫用・誤用的な申請への更なる厳格な対応等の在留制限措置が執られることとなり（乙第60号証及び乙第61号証）、令和2年当時も、「留学」等の在留資格で本邦に滞在していた外国人が、所属機関である学校を除籍された後に所在不明となり、その後、不法に就業している実態等が多く認められたことから、入管庁としては、偽装滞在者等への対策が必要であると認識していたものである。

ウ そして、ウィシュマ氏に関していえば、ウィシュマ氏は、被告第1準備書面第2の2(2)（21及び22ページ）で述べたとおり、平成29年6月29日、在留資格「留学」、在留期限「平成30年9月29日」とする上陸許可を受けて、本邦に上陸し、その後、本邦に滞在して日本語学校に通っていたところ、当該学校は、平成30年6月25日、「所在不明」を理由に同氏を除籍し、同月28日、東京入管に対し、その届出（平成30年法律第102号による改正前の入管法第19条の17参照）をしている（甲第4号証の1・21ページ）。

ウィシュマ氏は、当時、在留資格「留学」を有する中長期在留者であったことから、その所属機関である学校から離脱した場合、法務大臣に対し、氏名、生年月日、活動機関から離脱した年月日や離脱した活動機関の名称及び所在地等に加え、住居地についても届け出る義務を負っていた（平成30年法律第102号による改正前の入管法19条の16、出入国管理及び難民認定法施行規則19条の15第1項）。しかし、ウィシュマ氏は、当該届出義務を履行していなかった。

エ また、ウィシュマ氏は、在留期限の8日前である平成30年9月21日、東京入管において難民認定申請をし、同年12月13日、名古屋入管静岡出張所において在留期間更新許可申請をしたものの、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張して難民認定申請をしており、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由が認められないとの理由で、

平成31年1月22日、在留期間更新不許可処分を受けた（被告第1準備書面第2の2(3)、(5)及び(6)・22ページ）。そして、難民認定手続と退去強制手続は別個の手続であることから、在留資格を有さない状態であっても難民認定手続を継続し得るところ、ウィシュマ氏は、スリランカへの帰国を理由として当該難民認定申請を取り下げた。

このように、ウィシュマ氏が帰国意思を表明したことから、名古屋入管において、ウィシュマ氏に対し、在宅のまま、違反調査を進めることとなったが、間もなく同氏と連絡を取ることができなくなり、平成31年2月、名古屋入管入国警備官においてウィシュマ氏に対し、名古屋入管への出頭を求めたが、同氏が名古屋入管に出頭することはなかった（被告第1準備書面第2の2(8)及び(9)・22及び23ページ）。

その後、ウィシュマ氏は、令和2年8月19日、沼津警察署管内の交番に出頭し、入管法違反（不法残留）の容疑で現行犯逮捕され（甲第4号証の1・23ページ）、同月20日、收容令書により名古屋入管に收容され、同月21日、退去強制令書により引き続き名古屋入管に收容された（被告第1準備書面第2の2(10)、(12)及び(16)・23ページ）。

オ このように、ウィシュマ氏は、①日本語学校除籍後及び②違反調査開始後の2回にわたり、入管当局においてその所在地を正確に把握することができないという意味を含め、所在不明となっている。

この点に関して、原告らは、②の違反調査開始後の所在不明につき、「単にウィシュマさんが応答しなかっただけである」（原告ら第5準備書面第3の2(3)・20ページ）などと述べるが、ウィシュマ氏に対しては、帰国のための手続として、違反調査が行われていたのであるから、名古屋入管からの電話での問い合わせ等に応答することは当然であり、当時、一時的に応答できない状態であったとしても、後日、交番に出向いたように、自発的かつ速やかに名古屋入管宛てに電話等で問い合わせる方法も採り得

たのであるから、「応答しなかつただけである」ということで正当化できるものではない。

カ 前記イないしオのとおり、ウィシュマ氏には、2回にわたって所在不明となった経緯に加え、入管法に定められた所属機関等に関する届出義務を行わず、さらには、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張して難民認定申請を行っているため、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由が認められないとの理由で在留期間更新不許可処分がなされていたといった事情が認められたことからすれば、1回目仮放免申請に関し、ウィシュマ氏を仮放免許可した場合に、逃亡のおそれが認められたといえる。

したがって、原告らの主張には理由がない。

3 ウィシュマ氏を送還する見込みがなかったとする原告らの主張に理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、ウィシュマ氏に対して行われた収容が必要性等を欠くものであるとの主張の一環として、名古屋入管が、国費送還、自費出国のいずれによってもウィシュマ氏を送還する見込みがなかったにもかかわらず、なおも収容を継続したことは違法であると主張する（原告ら第8準備書面第4の3・14ページ）。

(2) 被告の反論

被告第2準備書面第3の2(4)（24及び25ページ）及び被告第5準備書面第2の2(3)イ（15ページ）において繰り返し述べたとおり、送還の見込みの有無にかかわらず被収容者を直ちに送還することができないとしても、そのことが収容を継続しない理由とはならないのであって、必要性を欠く収容が違法であるとする原告らの主張には理由がない。

また、名古屋入管職員は、ウィシュマ氏の送還手続について、ウィシュマ

氏本人が送還を忌避する意思を示したことから、国費送還に係る費用面での調整を行っていたものであり、国費送還・自費出国のいずれの手段によっても、送還が不可能であったことを意味するものでなかったことは、被告第2準備書面第3の2(4)(24及び25ページ)及び被告第5準備書面第2の2(3)(14ないし16ページ)で述べたとおりである。

(3) 原告らの求釈明事項について

原告らは、被告の「現に、出入国在留管理庁は、令和3年においても、103名をスリランカ向けに送還(うち自費出国による送還は85名)しているのであって(乙第50号証)、国費送還が不可能な状態ではなかった。」(被告第5準備書面第2の2(3)ア・15ページ)との主張がウィシュマ氏についても国費送還が可能であったという趣旨であれば、令和3年中にスリランカ向けに送還をした103名のうち、自費出国によって送還をした85名を除く18名について、送還された時期がウィシュマ氏が亡くなる令和3年3月6日以前であるのか、以後であるのかを明らかにするよう求める(原告ら第8準備書面第4の1(3)・13ページ)。

しかし、被告の主張は、ウィシュマ氏についても「会計手続上の調整等をすれば」国費送還が可能となる状態であったという趣旨で述べているものであって、このことと、令和3年中に行われたスリランカへの国費送還が令和3年3月6日以前であるか、同日以後であるかとは何ら関連性がないため、回答の要を認めない。

4 帰国への圧力として収容を利用したとする原告らの主張には理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、ウィシュマ氏が1回目仮放免申請をした令和3年1月4日以後の収容は、ウィシュマ氏に対して帰国への圧力をかけることを目的に行われたものであり、拷問に等しく、明らかに違法であって、その程度は重大であるなどとして、「国家による拷問が入管収容によって行われていることを公

にしたのと同じ」であると主張する。また、原告らは、このことは、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（以下「拷問等禁止条約」という。）1条及び「自主帰還に同意させる」あるいは「庇護、補完的保護またはその他の在留資格申請を撤回させる」目的による収容は拷問にさえ相当する可能性があるとした国連人権理事会に対する特別報告者報告に照らしても明らかである旨主張する（原告ら第8準備書面第5・14ないし17ページ）。

(2) 被告の反論

ア 被告第1準備書面第4の3(2)ウ(オ)（44及び45ページ）及び被告第2準備書面第3の3(2)ア（26及び27ページ）で述べたとおり、被告は、飽くまで、ウィシュマ氏に係る1回目仮放免許可申請を不許可とした場合、その後に行われる入管法52条3項に基づく退去強制令書の執行に向けた対応として、「主任審査官がこのような点も考慮することは、何ら違法なものではない。」と主張したにすぎず、「仮放免を不許可にして立場を理解させるためだけに、ウィシュマ氏の1回目仮放免許可申請を不許可としたものではないし、そのような主張もしていない。

従前から述べるとおり、収容の目的は、送還のために身柄を確保するという点だけではなく、収容令書又は退去強制令書の発付を受けた外国人の在留活動を禁止することにもある。そして、仮放免は、在留資格制度を根幹とする出入国在留管理制度の下で、本来、在留活動が許されない者について、特別の事情が存する場合に例外的に認められる措置であって、その許否の判断は、入国者収容所長等の広範な裁量に委ねられていると解されるのであって、主任審査官がこのような点を考慮することは、何ら違法ではない。

原告らは、名古屋入管が1回目仮放免許可申請を不許可とし、ウィシュマ氏の収容を継続したことが、「帰国への圧力をかけること」のみを目的

とするものである旨主張するとともに、入管法に基づく收容の目的について、原告ら独自の解釈をもって、ウィシュマ氏の收容が入管法の定める收容目的を外れたものであったなどと論難するが、被告の主張を正解しない上に、前提となる入管法の理解を誤るものであるから、原告らの主張には理由がない。

イ 原告らは、前記(1)のとおり、令和3年1月4日以後にウィシュマ氏を收容したことは、拷問等禁止条約1条及び国連人権理事会に提出された特別報告者報告(甲第94号証)に照らして、拷問に当たると主張する。しかし、原告らの主張は、前記のとおり、そもそも前提となる被告の主張と入管法の理解を誤るものであるから、主張自体失当である。

この点をおくとしても、特別報告者は、人権理事会から特定の国又は地域に関する調査を依頼された個人であるが、その調査報告は、特別報告者個人の見解であって、人権理事会の公式見解ではなく、法的拘束力を有するものでもないから、国賠法上の違法を基礎付けるものとはなり得ない。

5 令和3年2月15日前後又は同月22日以降にウィシュマ氏からの仮放免許可申請に対して許可せず、收容を継続したことが違法であるとの原告らの主張に理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、①令和3年2月15日に行われた2回目尿検査の結果によって、ウィシュマ氏が極度の栄養不足状態にあり、肝機能障害や腎機能障害も疑われる状態にあったこと、②令和3年2月22日以降も、点滴による補水や入院下でのカテーテルを使用しての点滴による栄養補給など必要な医療が提供されずに、ベッドの上で体を動かすことがままならないほど衰弱が進んだこと等により、ウィシュマ氏が收容に耐えられない、收容に適さない状態であったことが明らかであるにもかかわらず、仮放免を許可せず、收容を継続したことが違法である旨主張する(原告ら第8準備書面第6及び第7・17な

いし19ページ)。

(2) 被告の反論

ア 令和3年2月15日前後の段階で、ウィシュマ氏からの仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことが違法であるとの原告らの主張に理由がないこと

被告第1準備書面第4の3(2)エ(45ないし47ページ)で述べたとおり、令和3年2月15日前後の段階で、名古屋入管職員において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず、ウィシュマ氏が収容に耐え難い傷病者であることを看過し、漫然とウィシュマ氏の収容を継続したとは認められないのであるから、名古屋入管職員の対応が違法である旨の原告らの主張は理由がない。

また、令和3年2月15日の2回目尿検査後、直ちにウィシュマ氏に対して血液検査や血液ガス分析を行って、その原因を把握して治療法を明らかにすべきという原告らの主張や、同日前後に飢餓状態にあったというウィシュマ氏に対して、同日以降適切な医療措置が講じられていなかったとする原告らの主張に理由がないことは、被告第4準備書面第3の2(16ないし21ページ)及び被告第7準備書面第3の2(28ないし33ページ)で述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告らの主張には理由がない。

イ 令和3年2月22日以降、ウィシュマ氏からの仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことが違法であるとの主張に理由がないこと

被告第1準備書面第4の3(2)オ(47及び48ページ)で述べたとおり、名古屋入管では、ウィシュマ氏の2回目仮放免許可申請については、主として、ウィシュマ氏の体調の更なる悪化やそれに伴う看守勤務者による介助負担の増大等を踏まえ(甲第4号証の1・87及び88ページ)、仮放免許可について検討をし、令和3年3月5日、ウィシュマ氏の体調を

ある程度回復させた上で仮放免するとの方針の下、対応を行うこととされた（甲第4号証の1・60ページ）。もっとも、令和3年1月22日以降にウィシュマ氏に対して実施された各種検査や庁内内科等医による診療に加え、消化器内科及び整形外科における診察や検査においても異常がないことが確認されていたことや、同年3月4日に受診した掖済会病院精神科の医師の所見や指示内容も、ウィシュマ氏の頭部CT撮影の結果に異常を認めず、2週間後の再診を指示するというものであって、ウィシュマ氏に対して即時の仮放免を必要とする内容とは認められなかった（甲第4号証の1・89ページ）。

このような各種の検査や診療結果等からすれば、名古屋入管の職員において、ウィシュマ氏に関し、早期に仮放免を許可するとの判断に至らなかったことにも相応の理由があるといえ、名古屋入管の職員において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず、漫然と仮放免の許可をせずに収容を継続したとはいえず、令和3年2月22日以降の名古屋入管職員の対応に国賠法上の違法があったとはいえない。

なお、令和3年2月22日以降、ウィシュマ氏に適切な医療措置が講じられていなかったとする原告らの主張については、追って準備書面において主張する。

第3 ウィシュマ氏に対する収容の継続とウィシュマ氏の死亡との間に相当因果関係は認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、「収容は精神的、身体的に甚大な苦痛をもたらす」として、ウィシュマ氏は「自ら食べれない状態となり、深刻な栄養不足状態となって死亡した」と主張する。そして、原告らは、ウィシュマ氏に対する収容の継続がウィシュマ氏の健康悪化に寄与したことは明らかであり、収容から解放されていれ

ば、自ら外部医療機関に行つて適切な医療を受け、生命を維持することが可能であつて死亡することがなかつたとして、ウィシュマ氏に対する違法な収容の継続と死亡との間に因果関係が認められると主張する（原告ら第8準備書面第8・19ないし22ページ）。

2 被告の反論

ウィシュマ氏を名古屋入管収容場に収容したことや、名古屋入管主任審査官がウィシュマ氏の仮放免許可申請を許可しなかつたことが違法ではないことは、被告第1準備書面等において繰り返して述べたところであるが、その点をおくとしても、ウィシュマ氏が名古屋入管収容場に収容されていたこととウィシュマ氏が死亡したこととの間に相当因果関係は認められない。

(1) 相当因果関係は、原告らにおいて、高度の蓋然性をもって立証しなければならないこと

国が国賠法上の責任を負うためには、発生した損害と公務員の職務行為との間に相当因果関係が認められる必要がある。そして、訴訟物たる権利の発生、変更、消滅という法律効果の判断に直接必要な事実（主要事実）については、民事訴訟法の証明責任の原則に従い、原告らが立証すべき責任を負うところ、本件訴訟において、ウィシュマ氏が名古屋入管収容場に収容されていたこととウィシュマ氏が死亡したこととの間の相当因果関係は、訴訟物たる国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権の発生を基礎づける主要事実である。また、訴訟上の因果関係の立証については、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないものの、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することまで要求されるのであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とするというべきである（最高裁昭和50年10月24日第二小法廷判決・民集29巻9号1417ページ）。

(2) ウィシュマ氏の死因は「病死」と認められるものの、各要因が死亡に至る具体的な機序を特定することは困難であり、ウィシュマ氏に対する収容の継続とウィシュマ氏の死亡との間に相当因果関係は認められないこと

ウィシュマ氏の死亡については、司法解剖結果にもあるとおり、「病死」と認められるものの、詳細な死因に関しては、複数の要因が影響した可能性があり、専門医らの見解によっても、各要因が死亡に及ぼした影響の有無・程度や死亡に至った具体的な経過（機序）を特定することは困難であるとされている（甲第4号証の1・34及び35ページ）。

ウィシュマ氏の詳細な死因が特定できない以上、ウィシュマ氏が名古屋入管収容場に収容されていたことが、ウィシュマ氏の死亡に影響を及ぼしたのかどうか、仮に及ぼしたとしても、その程度は不明であると言わざるを得ず、両者の間に相当因果関係があることが、高度の蓋然性をもって立証されている、すなわち通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることが立証されているとは認められない。

(3) ウィシュマ氏の発言からしても、ウィシュマ氏に対する収容の継続とウィシュマ氏の死亡との間に相当因果関係は認められないこと

そして、ウィシュマ氏は、収容されていること自体にはストレスがない旨を複数回にわたって述べていた。

すなわち、ウィシュマ氏は、令和3年1月29日、看守勤務者に対し、「入管に来る前から吐いたりすることがあった。入管での生活は快適なのでストレスではないと思う。」（甲第4号証の2・6ページ）と述べていた。

また、同日、S1氏と面会したウィシュマ氏は、「担当官達はストレスが原因ではないかと言っている。でも私はこの収容生活自体は快適で、ストレスを感じてはいない。（同ブロックの）他の人がどうして仮放免で外に出たがっているのか理解できないくらいだ。私が心配しているのは体の病気のことだけ」（同号証の2・7ページ、同号証の3・11ページ）などと述べて

いた。

さらに、ウィシュマ氏は、同月31日、看守勤務者に対し、外に出たら、食事やお金のことなどたくさん問題があり、ストレスが多くて大変だが、ここにいれば食事や水も出てくる、寝る場所もあるのですごく楽で、収容生活に全然ストレスは感じない旨述べる一方、お金や元交際相手とのトラブル、体調の問題があるため帰国はできない旨述べていた（同号証の2・8ページ）。

ウィシュマ氏のこれらの発言は、被告第2準備書面第3の2(1)イ(エ)（20及び21ページ）で述べたとおり、ウィシュマ氏本人が収容に基づく制約をそれほど感じていなかったことを示すものであって、このことからしても、ウィシュマ氏に対する収容の継続とウィシュマ氏の死亡との間に相当因果関係があることが、高度の蓋然性をもって立証されているとは認められない。

(4) 原告らが提出する資料をもって、入国者収容所又は収容場への収容が、被収容者の身体的、精神的健康を害するものであるとは認められないこと

原告らは、世界保健機関ヨーロッパ地域事務所が作成した資料など複数の資料（甲第11号証、甲第95号証、甲第96号証）により、入管収容施設への収容の継続が一般的に被収容者の身体的、精神的健康を害することが示されている旨主張する（原告ら第8準備書面第8の2・20ないし22ページ）。

しかし、原告らが引用するこれらの資料は、本邦の入国者収容所又は収容場における収容が一般的に被収容者の身体的・精神的健康を害することを示すものではない。

すなわち、平成27年9月18日付け法務省入国管理局長通達（甲第11号証）は、種々の理由を申し立てて送還を忌避し、収容期間が長期化する被収容者の増加を受けて、長期収容に伴って生じる様々な問題の一事例として、「被収容者のストレスの増長」や「病気の発症」を例示したにすぎず、収容

そのものが、一般的に被収容者の精神的・身体的健康を害することを示すものではない。

また、世界保健機関ヨーロッパ地域事務所が作成した「入管収容における健康問題への対応と収容代替措置の取組」と題する文書（甲第95号証）は、欧州の「Immigration detention」（原告がいうところの「入管収容」）とその代替措置についての調査資料であって、我が国の入国者収容所又は収容場における収容措置は調査対象外であり、その記載を本邦の入国者収容所又は収容場における収容一般に当てはめることができるものではない。

さらに、「入管解体新書」と題する書籍（甲第96号証）は、著者が「わたしは収容者（マ）に面会し、健康状態や収容状況をききだし、仮放免させるため、意見書を書いてきた」（同号証1ページ）と明記しているとおり、被収容者を仮放免させる支援を行う著者が、仮放免を求める被収容者等からの聞き取り内容を取りまとめたものである。そして、健康状態に関する記載は個別の被収容者の言い分に基づくものであって、それらをもって収容施設一般の特徴とすることはできない。また、被収容者の病気が悪化する原因として著者が列挙する「医療につなげない入管職員」（同号証127ページ）の対応、閉鎖的で「劣悪な衛生環境」（同号証128ページ）、「無期限の全件収容」（同号証129ページ）といった記載に係る言い分は、いずれも著者独自の見解にすぎず、理由がないことは明らかである。

(5) 小括

以上のとおり、ウィシュマ氏を名古屋入管収容場に収容したこと等が違法ではないことをおくとしても、ウィシュマ氏が名古屋入管収容場に収容されていたこととウィシュマ氏が死亡したこととの間に相当因果関係は認められない。

以上

略語一覧

略 語	全 文	定義箇所
名古屋入管	名古屋出入国在留管理局	第1準備書面 4P
国賠法	国家賠償法	第1準備書面 4P
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国	第1準備書面 4P
ウイシュマ氏	ラトナケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ	第1準備書面 4P
掖済会病院	名古屋市内所在の名古屋掖済会病院	第1準備書面 4P
調査報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書	第1準備書面 5P
入管法	出入国管理及び難民認定法	第1準備書面 5P
元交際相手	スリランカ国籍の男性	第1準備書面 6P
中京病院	名古屋市内所在の中京病院	第1準備書面 10P
庁内内科等医	名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）	第1準備書面 10P
OS-1	経口補水液であるOS-1	第1準備書面 10P
仮放免関係決裁書	ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の可否に係る決裁書	第1準備書面 11P
処遇規則	被收容者処遇規則	第1準備書面 16P
庁内整形外科医	名古屋入管の非常勤医（整形外科医）	第1準備書面 18P
東京入管	東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）	第1準備書面 21P
沼津警察署	静岡県沼津警察署	第1準備書面 23P
1回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 23P
2回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 24P
庁内医師	医師2名	第1準備書面 28P
庁内診療	名古屋入管内の診療	第1準備書面 29P
庁外診療	外部医療機関での診療	第1準備書面 29P
收容継続の違法行為	違法な收容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
医療不提供の違法行為	健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
容疑者	入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人	第1準備書面 33P
入国者收容所長等	入国者收容所長又は主任審査官	第1準備書面 40P

略 語	全 文	定義箇所
DV措置要領	D V 事案に係る措置要領	第1準備書面 41P
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年6月23日判決	第1準備書面 61P
本件ビデオ映像	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚	第1準備書面 64P
民訴法	民事訴訟法	令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書 13P
求釈明申立書	原告らの2022年（令和4年）7月19日付け求釈明申立書	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
被告第1準備書面	被告の令和4年7月13日付け第1準備書面	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
本件尿検査	ウイシュマ氏に係る尿検査	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P
本件申立書2	申立人らの2022年（令和4年）6月1日付け文書提出命令申立書	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
本件申立て2	本件申立書2による文書提出命令の申立て	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
各文書等	名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等（文書の作成者、所属大学名等についてマスキング（白色）がされたもの）	令和4年11月18日付け上申書 3P
司法解剖の鑑定書	令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書（抄本）	令和4年11月18日付け上申書 3P
病理鑑定書	令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書（抄本）	令和4年11月18日付け上申書 3P
原告ら第1準備書面	原告らの2022年（令和4年）9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」	第2準備書面 5P
原告ら第2準備書面	原告らの2022年（令和4年）9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」	第2準備書面 5P
原告ら第3準備書面	原告らの2022年（令和4年）9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」	第2準備書面 5P
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約	第2準備書面 13P
自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会	第2準備書面 14P
移住グローバル・コンパクト	「安全である秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」	第2準備書面 17P
乙第36号証の映像	乙第36号証に記録された映像	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
本件単独室	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
文提意見書1	被告の令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書1	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
別件訴訟	別件国家賠償請求訴訟（水戸地方裁判所平成29年（ワ）第552号）	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P
2回目尿検査	令和3年2月15日に行われたウイシュマ氏の2回目の尿検査	第4準備書面 6P
1回目尿検査	令和3年1月26日に行われたウイシュマ氏の1回目の尿検査	第4準備書面 7P

略 語	全 文	定義箇所
経腸栄養剤	経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液	第4準備書面 14P
今川意見書	今川篤子医師が作成した意見書（甲第46号証）	第4準備書面 16P
原告ら第4準備書面	原告らの2023年（令和5年）2月8日付け「原告ら第4準備書面（損害論）」	第5準備書面 3P
原告ら第5準備書面	原告らの2023年（令和5年）2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」	第5準備書面 3P
原告ら第7準備書面	原告らの2023年（令和5年）5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」	第6準備書面 7P
被告第4準備書面	令和5年2月14日付け被告第4準備書面	第7準備書面 5P
原告ら第8準備書面	原告らの2023年（令和5年）7月5日付け「原告ら第8準備書面 収容の違法性について（補充）」	第8準備書面 5P
被告第2準備書面	被告の令和4年12月5日付け第2準備書面	第8準備書面 6P
被告第5準備書面	被告の令和5年4月28日付け第5準備書面	第8準備書面 7P
被告第7準備書面	被告の令和5年8月10日付け第7準備書面	第8準備書面 10P
入管庁	出入国在留管理庁	第8準備書面 10P
拷問等禁止条約	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	第8準備書面 15P